

**兵庫県立丹波医療センター院内保育所運営業務委託業者
選定に係るプロポーザル募集要領**

1 趣旨

この要領は、兵庫県立丹波医療センター院内保育所（以下「院内保育所」という。）の運営にかかる委託業務について、その事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続等について定める。

2 委託業務名

兵庫県立丹波医療センター院内保育所運営業務委託

3 保育施設の概要

(1) 所在地

兵庫県丹波市氷上町石生 2002 番地 7

(2) 設置場所

兵庫県立丹波医療センター

4 委託業務要求水準

別紙、兵庫県立丹波医療センター院内保育所運営業務委託業者募集仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

5 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

（地方自治法第234条の 3 に基づく長期継続契約）

ただし、委託者側の予算の減額又は否決があったときは、契約の変更又は解除があり得るものとする。

なお、これにより受託者に損害が生じた場合、受託者はその損失の補償を委託者に対して請求できない。

6 参加手続

(1) 事務局

〒669-3495 兵庫県丹波市氷上町石生2002番地 7

兵庫県立丹波医療センター 総務部 総務課

T E L 0795-88-5200 内線1319

F A X 0795-88-5210

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和 6 年 9 月18日（水）から同年10月 3 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 配布場所

上記(1)に同じ。このほか、当院ホームページ (<https://tmc.hyogo.jp/>) からダウン

ロードできる。

(3) プロポーザルへの参加

プロポーザルに参加する者は別添様式による参加表明書及び企画提案書等を提出しなければならない。

ア 参加表明書等の提出

(7) 提出書類

- a 参加表明書（様式第1号）
- b 参加資格にかかる誓約書（様式第2号）
- c 商業登記簿謄本又はそれに類する登記簿謄本（写し可）
- d 県税にかかる納税証明書
- e 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書

(f) 提出方法

持参又は郵送とする。

(g) 受付期間

令和6年9月25日（水）から同年10月9日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和6年10月9日（水）必着とする。

(h) 提出場所

上記(1)に同じ。

イ プロポーザルに係る質問及び回答

(7) 質問方法

所定の質問書（様式第3号）により行うこととし、持参又は郵送とする。

(f) 受付期間

令和6年10月1日（火）から同月8日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和6年10月8日（火）必着とする。

(g) 質問書提出場所

上記(1)に同じ。

(h) 回答方法

令和6年10月18日（金）から同月22日（火）までの間に参加表明書を提出した者全員に対してFAX又は電子メールにより回答する。なお、質問等への回答は、当募集要領及び仕様書の補足、追加又は修正とみなすものとする。

ウ 企画提案書等の提出

(7) 提出方法

事務局へ持参又は郵送とする。

(f) 受付期間

令和6年10月23日（水）から同月30日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和6年10月30日（水）必着とする。

(g) 提出場所

上記(1)に同じ。

(イ) 提出書類及び提案項目

次の書類を8部（正本1部、副本7部）提出すること。

なお、提案者1者につき1提案に限る。

- a 提案書表紙（様式第4号）
- b 法人等概要書（様式第5号）
 - 団体の活動状況（沿革、業務内容、財政経営状況等）
- c 保育施設又は院内保育所の運営（受託）実績（様式第6号）
 - *記載は最大3件まで
- d 病児・病後児保育所の運営（受託）実績（様式第7号）
 - *実績がある場合のみ記載、最大3件まで
- e 業務委託運営費見積書（様式自由）
 - (a) 見積書（通常保育、病児・病後児保育それぞれ別々に提出すること）
 - 見積条件は、仕様書に示した条件とし、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者かを問わず、保育施設運営1回（月間）あたりの金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
 - (b) 見積算定根拠
- f 職員の採用計画（様式自由）
 - 運営受託した場合の職員の採用計画等（採用方法、採用基準、雇用形態等）
- g 保育所等運営受託に関する提案書（様式自由）
 - ※ 下記の(a)～(j)の項目について、通常保育と病児・病後児保育とをそれぞれ分けて、別々の様式で提出すること。
 - (a) 運営方針（保育所運営に当たっての基本的な考え方、目標、運営組織等）
 - (b) 保育内容（1日の保育の流れ、1年間の行事計画等）
 - (c) 安全管理（事故・災害発生の防止策、発生時の対応等）
 - (d) 健康管理、衛生管理（乳幼児の健康管理、食事管理、感染予防対策）
 - (e) 職員の配置等（職員の配置や勤務体制の計画、不測の事態への対応等）
 - ※ 病児病後児保育の利用児童がある場合の通常保育と病児病後児保育の職員配置体制については必ず記載すること
 - (f) 職員の研修、職員の健康管理の取り組み
 - (g) 保護者との連絡・連携方法
 - (h) 情報公開、個人情報の保護の取り組み
 - (i) 保育所運営に当たっての独自の自主事業や特色等の提案
 - (j) クレーム対応の体制と取り組み
- h その他参考資料（必要に応じ）

(オ) 書類の体裁

原則、A4版・縦型・横書き・片面印刷・左綴じで作成すること。

ただし、既存資料がある場合は、横型あるいはA3版等でも可とする。

エ プレゼンテーション

企画提案書等を提出した者に対して、提出された企画提案の内容についてのプレゼンテーションを求める。

実施日 令和6年11月11日（月） 1者30分程度（質疑応答時間含む）

なお、新型コロナウイルス感染症等の影響により、非対面のWeb形式にて実施する場合もあり。詳細は別途連絡する。

オ 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

カ 留意事項

- (ア) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
- (イ) 提出書類は、非公開とする。
- (ウ) 提出書類は、返却しない。
- (エ) 提出書類について、本要領及び別添の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。
- (オ) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- (カ) 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

キ 参加に要する費用

プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

7 参加資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 事業実績等のある者

日本国内に本社又は営業所等を有する法人等であって、保育施設を5年以上継続して運営した実績がある又は病院の院内保育所を5年以上継続して運営した実績がある保育事業者であること。(いずれも、業務委託契約による運営を含む。)

(2) 許認可等の取得者

本運営業務に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けていること。

(3) 欠格要件に該当しない者

法人及びその代表者等が次の①から⑩までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止措置を受けている者
- ③ 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者
暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ⑤ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない(できない)者
- ⑥ 認可外保育施設指導監督の指針、認可外保育施設指導監督基準、及び国の病児・病後児保育事業実施要綱を遵守していない(できない)者
- ⑦ 国税及び県税を滞納している者
- ⑧ 本公告日から本公告に係る業務の受託候補者の選定の日までの間、法令等に基づ

- く営業停止等の措置を受けている者
- ⑨ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
 - ⑩ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 心身の故障により業務を適正に行うことができない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等

8 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「兵庫県立丹波医療センター院内保育所運営業務委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者と次点者を決定する。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

なお、審査内容に対する質疑等は受け付けない。

(4) 当選後の取扱い

当選者を「兵庫県立丹波医療センター院内保育所運営業務委託契約」の契約予定者とし、契約の交渉を行う。ただし、契約予定者との協議が整わなかった場合には、契約予定者の決定を取り消し、次点者と契約協議を行う。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ア 期限までに企画提案書を提出しなかった者
- イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした者
- エ 本募集要領に違反すると認められた場合

9 選定後の手続

(1) 契約準備等

契約予定者は、選考結果通知後、直ちに次に掲げる書類を提出するとともに、準備作業について、病院と打ち合わせを行うこととする。

- ア 国税の納税証明書（該当する全ての国税税目に未納の税額がないことの証明書）1部
- イ その他病院が求める書類適宜

(2) 契約

- ア 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。
なお、病院の仕様書については変更することがある。

イ 契約担当者は、契約締結後において、業務受託者が提案事項について、虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除が出来るものとする。

ウ 契約予定者は、当選後に第7の欠格要件に該当したときは、速やかに契約担当者に申し出なければならない。

エ 契約担当者は前項の申し出を受けた場合、当該契約予定者の当選を取り消し、次点の者を当選者とする。

10 添付資料

- (1) 兵庫県立丹波医療センター院内保育所運営業務委託業者募集仕様書
- (2) 兵庫県立丹波医療センターおよび院内保育所の概要
- (3) 兵庫県立丹波医療センター院内保育所 平面図

11 その他

本提案の公告の日（令和6年9月18日（水））から委員会において選考が終了するまでの間は、兵庫県病院局及び兵庫県立丹波医療センターに対する本件に関する営業活動は禁止する。